

掛川市条例第13号

掛川市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月2日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市消防団条例の一部を改正する条例

掛川市消防団条例（平成17年掛川市条例第188号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(失格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p><u>(1) 成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) 第6条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u></p>	<p>(失格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) 第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u></p>

### 附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。